

原子力委員会及び事務局の役割・体制について

平成25年10月31日
内閣府原子力政策担当室

原子力委員会の業務・役割分担と体制

1. 委員会の役割について

(1) 定例会・臨時会における調査・審議、決定（参考1）

- ・定例会（週1回）、臨時会において、原子力政策の各課題について、幅広く、各省庁の政策の実施状況、専門部会等における調査審議結果等について説明・報告を聴取（年50回程度）
- ・原子力政策大綱、毎年度の原子力研究、開発及び理由に関する予算要求の基本方針の決定など原子力利用に関する政策に係る事項等について、調査審議、決定。
- ・原子炉等設置法に基づき、原子力発電所等の設置（変更）許可等に関する審査について、平和利用確保の観点等から答申（原子力規制委員会設置後は平和利用の観点のみについて答申）。

(2) 専門部会における審議のフォロー

- ・バックエンド対策、放射線利用の推進、国際協力等、個別具体的な事項について、専門部会を設置し、専門的見地から調査審議を実施（年30回程度）
- ・各委員は部会員となっていないものについても、可能な限りオブザーバーとして出席し、専門部会の議論をフォロー。

(3) 各種国内会議、国際会議等への参加

- ・講演会、国際会議等において、バックエンド対策など原子力政策について国内外で説明・意見交換を実施。

(4) その他意見交換・情報収集

- ・関係者との意見交換等を通じ、原子力政策等に関する状況について恒常的に情報収集。

2. 委員の役割分担について

原子力委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるとされており、議決については、委員長及び委員の役割分担、常勤委員・非常勤委員の役割分担はなく、委員会の合議によるものとなっている。

専門部会についても、上記のとおり、各委員が可能な限り出席し、フォローアップしており、特に役割分担はおこなわれていない。

原子力に対する国民の信頼、理解を得るための国民各界各層からの意見聴取、国内外からの依頼による講演会、国際会議等については、内容に応じて、専門性を有した委員が、他の業務との関係から可能な範囲での参加を行っている。

なお、近年、IAEA 総会及び IFNEC には、委員長が出席し、二国間対話等を通じ、我が国の原子力政策の全体像等の説明・意見交換を行っている

事務局の業務・役割分担と体制

1. 事務局の役割について

(1) 情報収集に係る業務

- ・ 定例会に係る情報収集・資料作成
- ・ 委員による講演等、外部への政策説明に係る情報収集・資料作成
- ・ 海外情報の調査
- ・ 関係省庁、外部有識者からのヒアリング実施の調整
- ・ その他恒常的な情報収集（研究動向、事業者の動向等）、資料作成

(2) 決定文書作成に当たってのドラフト作成、調整に係る業務

- ・ 委員長の指示の下で事務担当者が決定内容に関する全体像や各委員の意見を整理してドラフトを作成（詳細な手順は参考2参照）し、各委員の意見を集約

(3) 会議の運営に係る業務

- ・ 定例会・臨時会（年50回程度）、専門部会（年30回程度）の開催事務

(4) 国際協力に係る業務

- ・ 国際会議開催（FNCA 各会合（年3回））事務
- ・ 国際会議の出席に係る事務（IFNEC（年1回）、IAEA 総会（年1回））
- ・ 国際機関等との情報交換（例：仏・マンシュ県 CLI 視察団との意見交換、英・仏のプルトニウム政策についての意見交換（英・仏大使館）等）

(5) その他

- ・ 原子力白書の刊行の事務
- ・ 予算等の対応（見積りの基本方針、見積り、基本計画等に係る調整）
- ・ 各種情報公開に係る事務（ホームページの運営等）
- ・ 委員の各種支援（出張の随行等）

2. 省庁再編（2001年）における事務局体制の変化について

省庁再編以前からの原子力行政の推移として、原子力黎明期においては研究開発を中心とした原子力行政が、原子力の発展に伴い、エネルギー政策や国際的な取組への関与を高めた結果、原子力行政に関わる関係省庁が増加したという背景がある。

（1）省庁再編以前の事務局体制

科学技術庁原子力局政策課（原子力調査室）が、事務局を総括・運営。

⇒科学技術庁原子力局の関係課室が実施事業に関する専門的な情報を把握しつつ、共同して事務を処理するとともに、関係各省とも共同事務局を設置。

（2）省庁再編以降の事務局体制

内閣府へ事務局が移行し、事業実施官庁から完全に独立。

⇒事業実施官庁から独立したため、専門的な情報収集に係る業務が増加。

3. 課題への対応案について

見直し後に原子力委員会又は後継組織が残る場合には、それらの業務に対応し、透明性の確保に留意しつつ、関係省庁等との連携、外部機関の活用等による情報収集・分析による事務局機能の強化を図る必要があると考えられる。

（1）情報収集の強化

関係省庁における事業の実施状況等の情報を適時に収集するための方策を講じる必要があると考えられる。

例)

- 関係省庁の管理職クラスを内閣府併任として、情報提供及び幅広い課題の共有を組織として行う体制構築
- 原子力委員会と関係省庁との連絡会議による情報共有
- 学会等からの情報収集、シンクタンク等の活用による情報収集機能の強化

（2）専門性の確保

事務局として原子力利用に関する各種情報の分析に必要な専門性の確保のための方策を講じる必要があると考えられる。

例)

- 調査員等非常勤職員のさらなる活用
- 関係研究機関との連携
- 大学等の専門家との連携

(参考1)

原子力委員会の定例会・臨時会の議題(2010年の例)

○「原子力利用に関する政策に関すること」(設置法第二条第一号)

・基本政策・方針の策定に関する議題

- ・原子力政策大綱の政策評価「人材の育成・確保」に係る関係機関ヒアリング
- ・第1回 原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング(読売新聞論説委員 井川陽次郎氏、原子力資料情報室共同代表 伴英幸氏、京都大学原子炉実験所教授 山名元氏) 等35件

・核燃料サイクルに関する議題

- ・国際原子力機関(IAEA)使用済燃料の管理に関する国際会議の結果報告について
- ・日本原燃株式会社再処理工場アクティブ試験の現状について 等5件

・バックエンド対策に関する議題

- ・廃止措置とクリアランスに関する交流会の活動報告について
- ・高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組みについて 等8件

・平和利用の確保に関する議題

- ・電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画における利用目的の妥当性について(見解)
- ・2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の結果について 等8件

・研究開発/核融合/放射線利用に関する議題

- ・高速増殖原型炉「もんじゅ」性能試験再開に対する原子力委員会の見解について
- ・食品への放射線照射についての科学的知見等に関する調査結果について
- ・ITER理事会の結果報告について
- ・次世代軽水炉開発の今後の取り組みに対する見解について 等18件

・国際協力・各国との意見交換に関する議題

- ・アジア原子力協力フォーラム(FNCA)コーディネーター会合の開催について
- ・日・インド原子力協力協定交渉開始について(見解)
- ・国際原子力機関(IAEA)第54回総会の結果概要について 等36件

・信頼醸成に関する議題

- ・意識調査にみる原子力発電に対する意識の変化について 等3件

・その他の分野に関する議題

- ・成長に向けての原子力戦略について(決定)
- ・原子力人材育成ネットワークの設立及び原子力人材育成等推進事業費補助金の平成22年度採択事業決定について 等26件

- 「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること」
 - ・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(諮詢) 等27件
- 「原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること」
 - なし
- 「原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること」
 - なし
- 「原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること」
 - ・平成21年版 原子力白書について 1件
- 「関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること」
 - ・平成23年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針について
 - ・平成23年度原子力関係経費概算要求構想ヒアリング(総務省、経済産業省)
 - ・平成23年度原子力関係経費の見積りについて 等14件
- 「原子力利用に関する重要事項に関すること」
 - ・諮詢・答申等の法定事務に関する議題
 - ・独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の変更について(諮詢) 等8件
 - ・その他の議題
 - ・柏崎刈羽原子力発電所の復旧状況について 等3件

原子力委員会における決定文書（案）を作成する標準的な手順（暫定版）

平成24年8月30日
原子力委員会決定

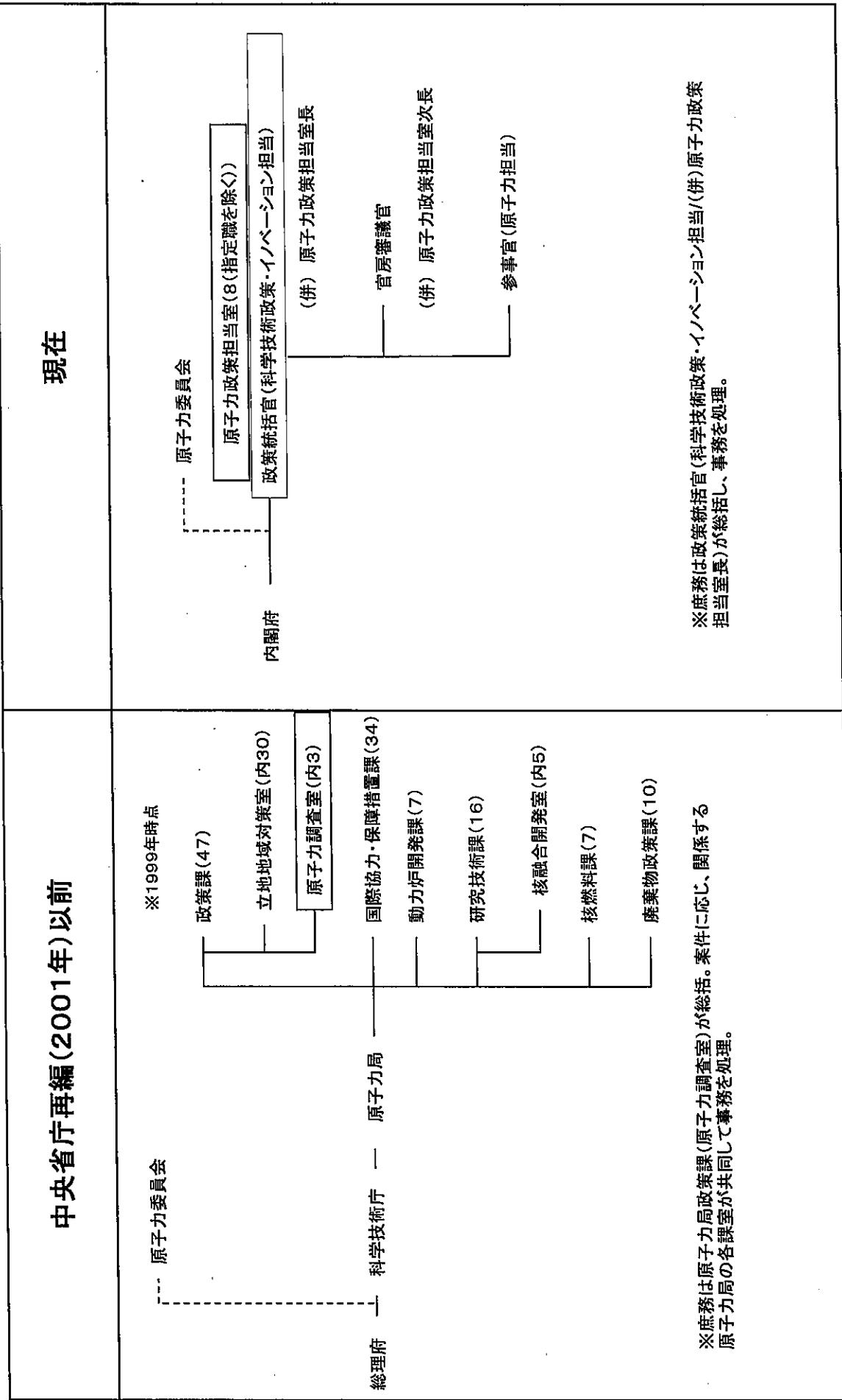
原子力委員会で決定される決定文、見解文、報告書などの各種の決定文書は、委員長の指示の下で事務担当者が決定内容に関する全体像や各委員の意見を整理してドラフトを作成し、その決定文書（案）を会議で議論し、決定することが原則である。

これらの会議に提出される決定文、見解文、報告書などの決定文書（案）の作成にあたっては、意志決定に至る過程を合理的に跡づけ、又は検証することが可能となるよう、標準的には以下の手順によるものとする。なお、本手順はあくまで標準的な手順である。この手順に依りがたい場合には、同等の検証可能性を確保する手順等により対応する。

- ①委員長は、参事官（原子力担当）と協議の上、決定文、見解文、報告書などの決定文書（案）の作成・修正等を行う事務担当者を指名する。
- ②事務担当者は、決定内容に関する全体像やそれまでの会議や会議に向けた準備の過程で得られた各委員の主な意見を整理して決定文書（案）の第1ドラフトの原案を作成し、委員長等に確認を求める。
- ③委員長は、必要に応じてこの原案の修正等を指示し、その指示が反映されたものを決定文書（案）の第1ドラフトとする。
- ④委員長は、決定文書（案）の第1ドラフトに対してコメントを求めるべき関係者（原子力委員、原子力政策担当室、国の関係行政機関）を事務担当者に示し、コメントを求めるなどを指示する。
- ⑤事務担当者は、指示に従い、コメントを求める。その際、コメントを口頭で受けた場合には、その内容を記録する。
- ⑥事務担当者は、コメントを踏まえて修正を行なった対応案を作成し、委員長に確認を求める。その際、コメントを踏まえて修正する際には、修正履歴を記録する。なお、修正履歴の記録に当たっては、修正過程を検証できるよう、コメントと修正内容の対応、修正の時系列など電子ファイルの保存方法等に留意する。

- ⑦委員長は対応案についてさらにコメントを求めることが必要と判断した場合には、これを第2ドラフトとして、コメントを求めるなどを指示する。一方、これを会議に付すことが適当と判断した場合には、これを決定文書（案）とする。
- ⑧事務担当者は、決定文書（案）のドラフト、コメント、コメントを踏まえ修正した文書などを保管する。

(参考3) 原子力委員会の事務局体制の変化



(参考4) 原子力委員会事務局職員数の推移

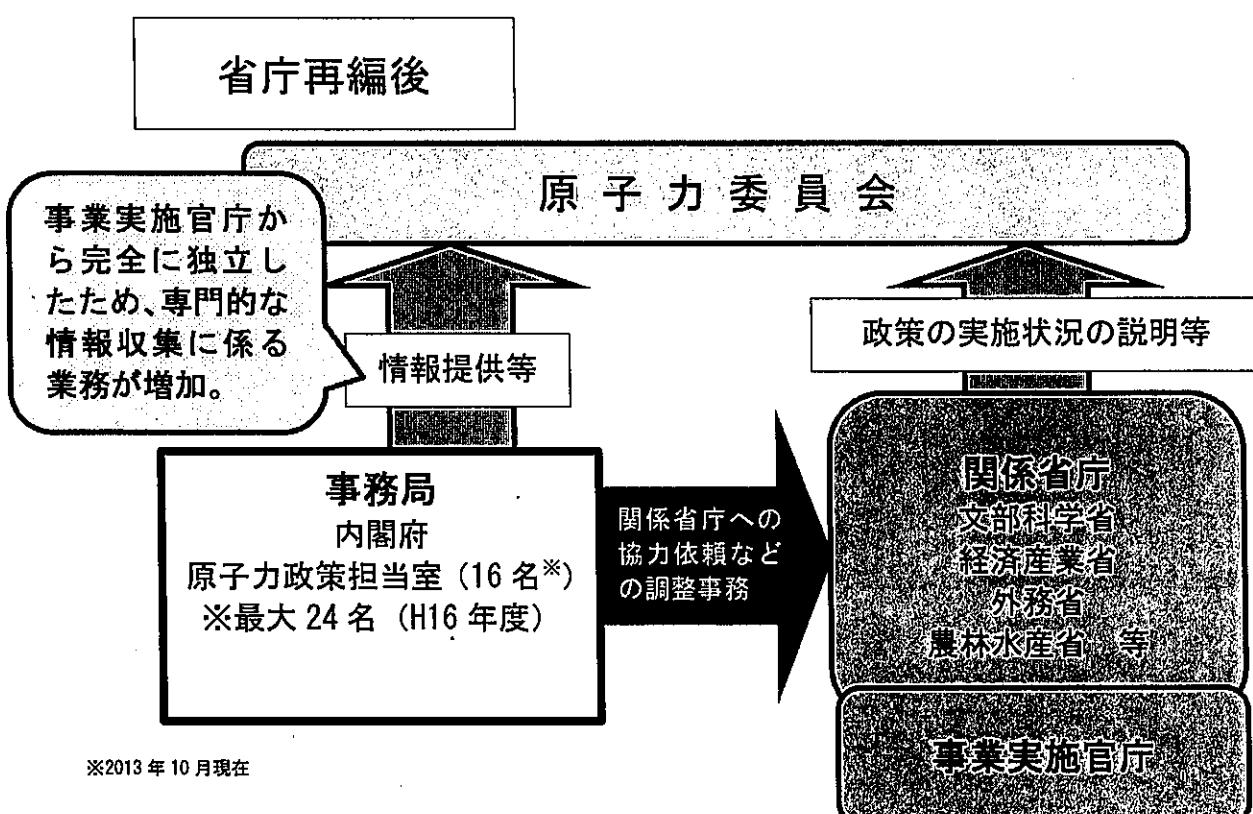
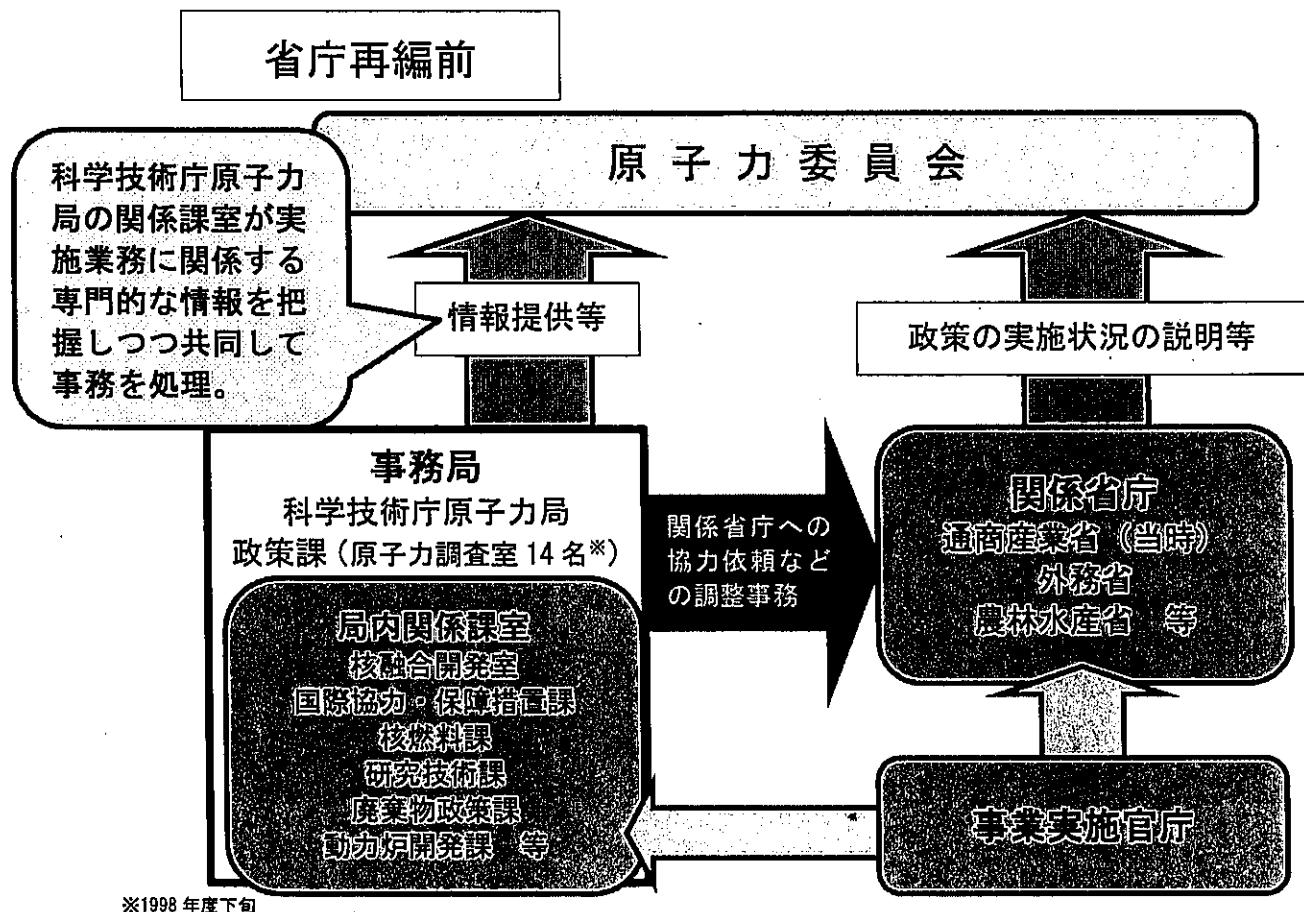
時期	1998年度下旬	2004年度下旬	2006年度上旬	2012年度上旬	2013年度下旬 (現在)
省庁再編前	原子力政策大綱 検討時	訓令室の設置	運営体制見直し前	運営体制見直後※3	運営体制 見直し後※3
指定職	2(原子力利用全 体を担当)	2(科学技術・イノ ベーションと併任)	2(科学技術・イノ ベーションと併任)	2(科学技術・イノ ベーションと併任)	2(科学技術・イノ ベーションと併任)
職員、調査員等※1 (うち電力会社出向者数)	14(2)※2	24(4)	20(3)	20(5)	16(0)

※1 各数値は、原子力委員会時事務局の実員の数値

※2 1998年度下旬の事務局職員数については、科学技術庁原子力局原子力調査室の人数を記載。
原子力委員会の事務局体制としては「専門部会等に關係する業務」や「原子力長期計画の改訂や
原子力政策円卓会議の開催等の繁忙期」については、局内の関係課室と共同して事務を処理する
こととしていた。

※2 電力会社からの出向を解消

(参考5)



省庁再編後の原子力委員会の主な調査審査事項と事務局体制について

(参考6)

	概要	H13年度 (2001年)	H14年度 (2002年)	H15年度 (2003年)	H16年度 (2004年)	H17年度 (2005年)	H18年度 (2006年)	H19年度 (2007年)	H20年度 (2008年)	H21年度 (2009年)	H22年度 (2010年)	H23年度 (2011年)	H24年度 (2012年)	H25年度 (2012年)	現在
新計画策定会議	原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定														
原子力政策大綱に関する政策評価部会	原子力政策大綱に示している各分野の取組の基本的考え方の評価(8分野、一部は原子力委員会が評価を実施)														
市民参加懇談会	原子力政策の策定プロセスにおける市民参加の拡大を図り、市民との信頼関係を確立するための方策を検討														
研究開発専門部会(原子力試験研究検討会、分離変換技術検討会等)	原子力研究開発の進捗状況を把握し、状況の変化を踏まえた対応等について、関係行政機関等に対する必要な提言・助言を検討														
核融合専門部会	核融合研究開発のチェックアンド・レビューを行い、核融合研究開発の基本計画を策定・フォローアップ														
国際専門部会(国際問題懇談会等)	我が国の原子力が世界のあり方等について、基本的な考え方をとりまとめ														
原子力発電・サイクル専門部会	平成12年長計における経済性評価体系、及び燃料サイクル体系における政策の推進に必要な審議														
放射線専門部会	放射線利用に係わる研究開発及び普及の状況等について審議														
食品照射専門部会	食品照射に関する現状等について調査・審議														
原子力防護専門部会	核物質等やそれらの関連施設のそれぞれの特性を踏まえた合理的、効果的な防護の在り方にに関する基本的な考え方等について調査・審議														
東京電力株式会社福島第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会	福島第一原子力発電所改修に係る一連の取組のロードマップ取りまとめ、実現に向けた取組の検査														
原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会	原子力発電・核燃料サイクルの経済性試算、原子炉・核燃料サイクルオプション等、総合評価に関するデータの整理														
2. 省庁再編後の事務局体制(原子力政策担当室※)の推移(実員) ※2006年2月に設置		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
執行官(併任)	室の事務を掌理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
審議官(併任)	室長を助け、室の事務を整理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
参事官	審議事項の調査・企画及び立案に参画	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
企画官	重要事項への対応等	1	1	1	1	11	9	8	8	8	8	8	7	8	8
審査員	原子力関連情報の調査・資料収集、分析及び関係行政機関の事務の調整等	8	8	7	7	6	6	7	7	7	7	7	3	5	1
行政実務研修員	計(併任を除く)	-	1	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	1	1
		17	18	19	24	22	20	19	19	19	19	19	20	13	16

(参考7)

原子力委員会設置法施行令

(昭和三十一年一月二十四日政令第四号)

最終改正：平成二四年九月一四日政令第二三五号

内閣は、原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十七号）第十六条の規定に基き、この政令を制定する。

(会議)

第一条 会議は、毎週一回開くことを例とするほか、必要に応じて開くものとする。

2 委員長は、会議の日程及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(参与)

第二条 原子力委員会に、参与二十五人以内を置き、会務に参与させる。

2 参与は、学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 参与は、非常勤とする。

4 参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。

5 参与は、再任されることができる。

(専門委員)

第三条 原子力委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第四条 原子力委員会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が総括し、又は処理する。

ただし、関係行政機関（内閣府本府を除く。）の所掌に属する事項に係る庶務の処理については、当該関係行政機関の担当部局等と共同して行う。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、原子力委員会の運営に関し必要な事項は、原子力委員会が定める。

(参考 8)

原子力政策担当室の設置に関する訓令

(平成 18 年 2 月 16 日内閣府訓令第 2 号)

最終改正：平成 24 年内閣府訓令第 30 号

(設置)

第 1 条 内閣府本府に、原子力政策担当室（以下「担当室」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 担当室は、政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）の職務を助け、次に掲げる事務を行う。

- 一 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するもの及び原子力損害賠償支援機構担当室の所掌に属するものを除く。）。
- 二 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）第 3 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。
- 三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 4 条に規定するものをいう。）の作成に関すること。
- 四 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 五 原子力委員会の庶務に関すること。

(組織)

第 3 条 担当室に、室長、次長、参事官及び所要の室員を置く。

- 2 室長は、担当室の事務を掌理する。
- 3 次長は、室長を助け、担当室の事務を整理する。
- 4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

(関係部局等の協力)

第 4 条 担当室は、室務を遂行するに当たって、関係する他の部局等の協力を得るものとする。

(補則)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、担当室の内部組織に関し必要な事項は、政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）が、大臣官房長に協議の上、定める。